

令和5年度版

中心市街地 補助金ガイドブック



宇部市

< 目 次 >

【住まい・暮らしに関すること】

- 中心市街地空き家リセット・活用事業費補助金 … P 2
- 中心市街地空き家リフォーム支援事業補助金 … P 3
- 空家等跡地活用促進事業補助金 … P 4
- UIJターン奨励助成金 … P 5

【企業・事業所・店舗に関すること】

- まちなかオフィス立地促進補助金 … P 6
- 中心市街地建物リノベーション事業費補助金 … P 9
- 宇部市商業活性化事業補助金（既存店舗改修） … P 1 1
- バリアフリー化改修助成金 … P 1 2
- 新天町リボーンプロジェクト補助金 … P 1 3

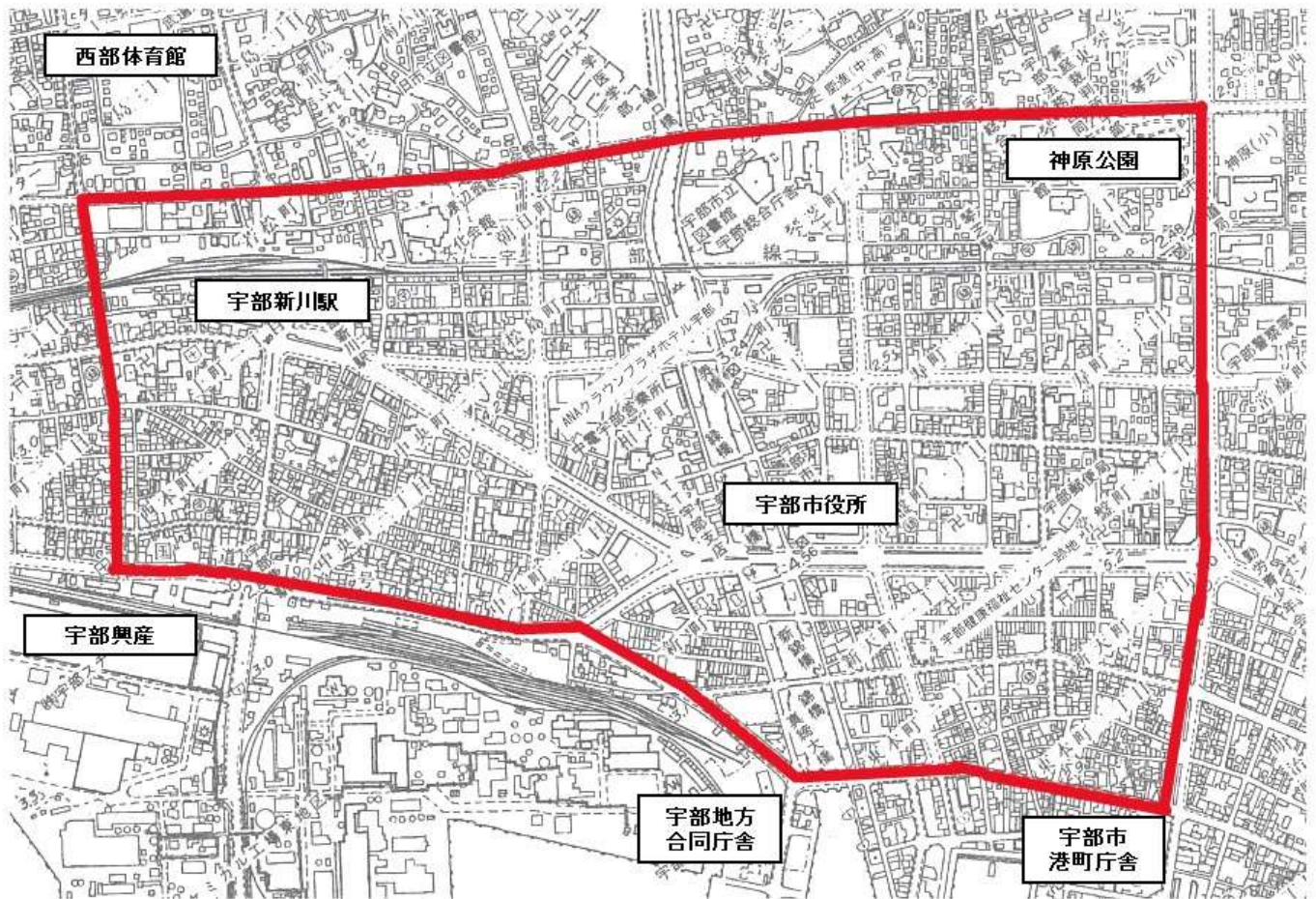
【その他に関すること】

- まちなかイベント支援事業費補助金 … P 1 5
- 宇部市商業活性化事業補助金
（商店街共同施設整備） … P 1 7



中心市街地

下図のうち、赤線で囲われた区域が中心市街地です。



中心市街地空き家リセット・活用事業費補助金

概要

中心市街地の定住促進と地域の活性化を図るため、所有する空き家の解体後、同一敷地内に新たに住宅を建設する方に対し、空き家の解体に要する経費の一部を補助します。

対象地区

中心市街地内（P I 図参照）

対象物件

下記のどちらにも該当する空き家を対象とします。

- ①所在地が中心市街地内であること
- ②昭和56年5月31日以前に建築された戸建て住宅（併用住宅を含む）であること

対象者

下記のどちらにも該当する方を対象とします。

- ①空き家の登記事項証明書に所有権を有する者として登録されている者又は空き家を所有すると認められる者
- ②同一敷地内に、新たに戸建て住宅（併用住宅）を建設し、居住する者

補助金額

空き家の解体に要する経費の3分の1（上限50万円）
※予算の範囲内とします

注意事項

下記に該当する場合は、補助できません。

- ①空き家の解体について、所有者全員の同意を得ていない場合
- ②新たな住宅の建設について、当該敷地の所有者全員の同意を得ていない場合
- ③市税等を滞納している場合
- ④同種の補助制度等を利用している場合
- ⑤暴力団員及び関係者である場合

お問い合わせ先

都市政策部 中心市街地活性化推進課

TEL：0836-34-8468 FAX：0836-22-6049

ウェブページ：

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/shisei/hojyoyosei/1010994/1010989.html>

中心市街地空き家リフォーム支援事業費補助金

概要

中心市街地の定住促進と地域の活性化を図るため、空き家を取得し住宅としてリフォームを行う方に対し、リフォームに要する経費の一部を補助します。

対象地区

中心市街地内（P I 図参照）

対象物件

下記のどちらにも該当する空き家を対象とします。

- ①所在地が中心市街地内であること
- ②戸建て住宅（併用住宅を含む）であること

対象者

下記のどちらにも該当する方を対象とします。

- ①年度内に空き家を購入し、居住する者
- ②空き家の登記事項証明書に所有権を有する者として登録されている者

補助金額

下記の改修に要する経費の3分の1（上限100万円）

- ①水道、ガス又は電気設備の改修に要する経費
- ②トイレ、風呂又は台所の改修に要する経費
- ③内装、外装又は屋根の改修に要する経費

※併用住宅の場合、店舗部分のリフォームは除きます
※予算の範囲内とします

注意事項

下記に該当する場合は、補助できません。

- ①空き家の解体について、所有者全員の同意を得ていない場合
- ②新たな住宅の建設について、当該敷地の所有者全員の同意を得ていない場合
- ③市税等を滞納している場合
- ④同種の補助制度等を利用している場合
- ⑤暴力団員及び関係者である場合

お問い合わせ先

都市政策部 中心市街地活性化推進課

TEL：0836-34-8468 FAX：0836-22-6049

ウェブページ：

https://www.city.ube.yamaguchi.jp/shisei/hojyoyosei/hojyoyosei_kojin/1009184.html

空家等跡地活用促進事業補助金

概要

新たな住宅の建設や空き家の跡地を地域コミュニティとの協働により有効活用することを支援するため、管理不全な空き家の解体に要する経費の一部を補助します。

対象地区

中心市街地内（P1図参照） ※中心市街地以外も対象地区あり

対象物件

下記のすべてに該当する物件を対象とします。

- ①所在地が中心市街地内であること
- ②昭和56年5月31日以前に建築された建築物であること
- ③おおむね年間を通じて使用実績のない建築物であること
- ④個人が所有する建築物であること
- ⑤不良住宅であること

対象者

- ①空き家の所有者または相続人
- ②空き家の敷地の所有者または相続人
- ③空き家またはその敷地の財産管理人

補助内容

- 地域活性化事業
空き家の跡地を5年以上継続して地域活性化に活用する場合、空き家の解体に要する経費の2分の1を補助（上限50万円）
※跡地活用例：防災空地、ポケットパークなど
- 住宅新築事業
住宅を新築する場合、空き家の解体に要する経費の3分の1を補助（上限30万円）

注意事項

下記に該当する場合は、補助できません。

- ①空き家の解体について、所有者全員の同意を得ていない場合
- ②市税等を滞納している場合
- ③同種の補助制度等を利用している場合
- ④暴力団員及び関係者である場合

お問い合わせ先

都市政策部 住宅政策課

TEL：0836-34-8252 FAX：0836-22-6049

ウェブページ：

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kurashi/sumai/sumai/1002190/1002191.html>

UIJターン奨励助成金

概要

本市への移住を促進するため、県外から市内への転入の際に必要な経費の一部を助成します。

対象者

下記のすべての要件を満たす方を対象とします。

- ①本市に定住の意思があり、令和5年4月1日以降に山口県外から宇部市に住民票を移し、完了報告の30日前までに交付申請を行う世帯
- ②新築住宅購入助成金は転入後3年以内、中古住宅購入助成金は転入後2年以内に助成対象事業を完了すること
- ③事業所の人事異動に伴う転勤や就学などの、一時的な転入ではないこと
- ④市税等を滞納していないこと

助成内容

新築住宅 購入助成金	中古住宅 購入助成金	子育て 支援助成金
30万円(※1)	30万円(※1)	交付申請書提出時、助成対象者自身が中学生以下の子どもを監護している場合 5万円/人 (※2)
中心市街地又は北部地域の物件の場合 上限30万円増	中心市街地又は北部地域の物件の場合 上限30万円増	
申請時に39歳以下の世帯員(未成年者除く)がいる場合 上限10万円増	宇部市住宅情報バンクの物件の場合 上限20万円増	
	申請時に39歳以下の世帯員(未成年者除く)がいる場合 上限10万円増	

※1 ただし、それぞれ住宅売買価格を上限とする

※2 該当する子どもが3人以上の場合でも、最大10万円とする

注意事項

- ・助成金は、完了報告の30日前までに交付申請書を必ず提出してください。
- ・子育て支援助成金は住宅購入助成金とともに申請し、かつ助成対象者自身が中学生以下の子どもを監護している場合に対象となります。(子どもは、交付申請書の提出時に中学生以下であることが条件となります。)

お問い合わせ先

総合政策部 移住定住推進課

TEL：0836-34-8480 FAX：0836-22-6008

ウェブページ：

https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kurashi/iju/iju_yakudadchi/1002595.html

まちなかオフィス立地促進補助金 (一般事業者向け)

概要

中心市街地へのオフィスの立地を促進するため、中心市街地の空きビルを賃借してオフィスを設置する市外事業者に対し、補助金を交付します。 ※飲食業、不特定多数の個人を相手にサービスを提供する事業は対象外

対象地区

次ページ図参照

対象者

下記のすべてに該当する方を対象とします。

- ①空きビル等にオフィスを設置する市外事業者（一般事業者）※
- ②オフィスの常用従業員のうち、1名は本市に住所がある者を開設日前後90日以内に新規雇用すること

※法人としての所在地が市外にあり、本市にオフィスを有しておらず、既に法人として1年以上の活動実績があるもの

補助内容

- 家賃支援補助金
オフィスの賃借に要した月額経費×1/2×対象月数（最長3年間）
上限月額10万円（重点地区は上限月額20万円）
- 雇用奨励補助金
オフィスの開設日前後90日以内に新規に雇用した市民（配置転換等により新たに市民になったものを含む。雇用保険の被保険者に限る。）を1年以上継続雇用した場合、1人につき20万円を交付
上限額100万円（重点地区は上限額200万円）
- 施設整備補助金
オフィスの開設に必要な改修工事や償却資産の取得などに要した経費×1/2（オフィス賃借床面積1㎡あたり上限5万円）
上限額125万円（重点地区は上限250万円）
- 出張旅費補助金
オフィスの開設後1年以内に実施した本市への出張に要した出発地（国内に限る）から本市までの交通費のうち、公共交通機関を利用した実費額（1回の出張につき最大2人まで、出張は最大4回までが対象）
上限額1人当たり3万円

お問い合わせ先

産業経済部 企業立地推進課

TEL：0836-34-8361 FAX：0836-22-6013

ウェブページ：

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/toshikeikaku/chuushinshigaichi/1005663/1005674.html>

まちなかオフィス立地促進補助金 (ICT事業者向け)

概要

中心市街地へのオフィスの立地を促進するため、中心市街地の空きビルを賃借してオフィスを設置する市外事業者に対し、補助金を交付します。 ※飲食業、不特定多数の個人を相手にサービスを提供する事業は対象外

対象地区

次ページ図参照

対象者

下記のすべてに該当する方を対象とします。

- ①空きビル等にオフィスを設置する市外事業者（ICT事業者）※
 - ②オフィスの常用従業員のうち、1名は本市に住所がある者を開設日前後90日以内に新規雇用すること
- ※法人としての所在地が市外にあり、本市にオフィスを有しておらず、既に法人として1年以上の活動実績があるもの

補助内容

- 家賃支援補助金
オフィスの賃借に要した月額経費×2/3×対象月数（最長3年間、重点地区5年間）
上限月額10万円（重点地区は上限月額20万円）
- 通信回線使用料補助金
オフィスの通信回線の使用に要した月額経費×2/3×対象月数（最長3年間、重点地区5年間）
上限月額5万円
- 雇用奨励補助金
オフィスの開設日前後90日以内に新規に雇用した市民（配置転換等により新たに市民になった者を含む。雇用保険の被保険者に限る。）を1年以上継続雇用した場合、1人につき20万円を交付
上限額100万円（重点地区は上限額200万円）
- 施設整備補助金
オフィスの開設に必要な改修工事や償却資産の取得などに要した経費×1/2（オフィス賃借床面積1㎡あたり上限5万円）
上限額125万円（重点地区は上限250万円）
- 出張旅費補助金
オフィスの開設後1年以内に実施した本市への出張に要した出発地（国内に限る）から本市までの交通費のうち、公共交通機関を利用した実費額（1回の出張につき最大2人まで、出張は最大4回までが対象）
上限額1人当たり3万円

お問い合わせ先

産業経済部 企業立地推進課

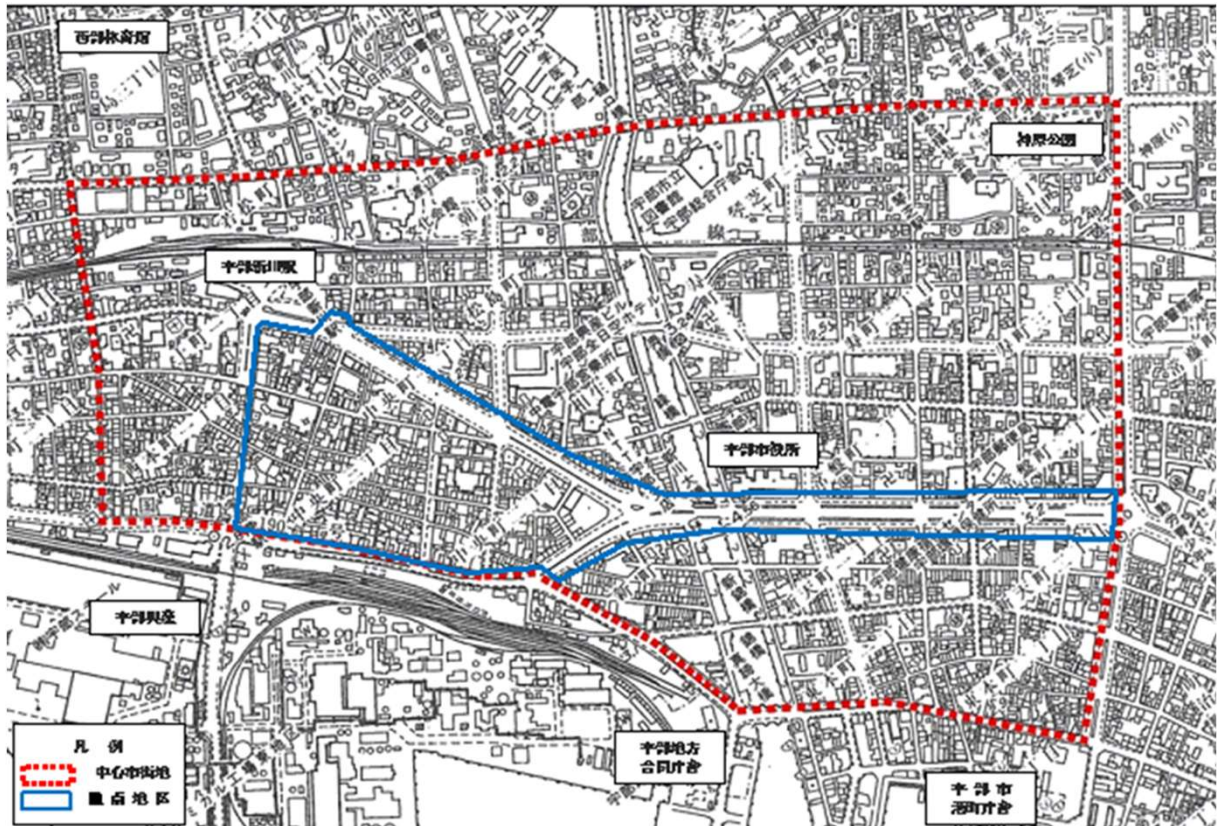
TEL：0836-34-8361 FAX：0836-22-6013

ウェブページ：

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/toshikeikaku/chuushinshigaichi/1005663/1005674.html>

まちなかオフィス立地促進補助金

対象地区



お問い合わせ先

産業経済部 企業立地推進課

TEL : 0836-34-8361 FAX : 0836-22-6013

ウェブページ :

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/toshikeikaku/chuushinshigaichi/1005663/1005674.html>

中心市街地建物リノベーション事業費補助金

概要

中心市街地の空き物件の有効利用を促進するとともに、中心市街地に必要な商業機能などの都市機能の誘導・維持やにぎわい創出を図るため、空き物件をリノベーション（再生）するための改修費を補助します。

対象地区

次ページ図参照

対象物件

下記のすべてに該当する物件を対象とします。

- ①「商業施設」「飲食施設」「生活サービス関連施設」「医療福祉施設」「子育て支援施設」「創業支援施設・研究施設」等のいずれかに転用し、活用を図るために建物改修する空き物件
- ②譲渡等を目的としていない物件
- ③フランチャイズチェーンの加盟店等でないこと
(宇部市に本店を置いている場合を除く)

対象者

下記のすべてに該当する方を対象とします。

- ①3年以上事業を継続する者
- ②建物改修前に申請書を提出できる者
- ③年度内に建物改修を完了させ、事業を開始できる者

補助金額

- 改修費等の2分の1以内
 - 工事施工床面積1㎡あたり3万5千円を上限とします
 - 1物件あたり250万円を上限とします
- ※予算の範囲内とします

注意事項

下記に該当する場合は、補助できません。

- ①市税を滞納している場合
- ②同種の補助制度等を利用している場合
- ③暴力団員及び関係者である場合
- ④各種法令等に違反した場合
- ⑤対象地区内での移転による出店

申請期間 (予定)

令和5年8月1日(火)～8月31日(木)
令和5年11月1日(水)～11月30日(木)

お問い合わせ先

都市政策部 中心市街地活性化推進課

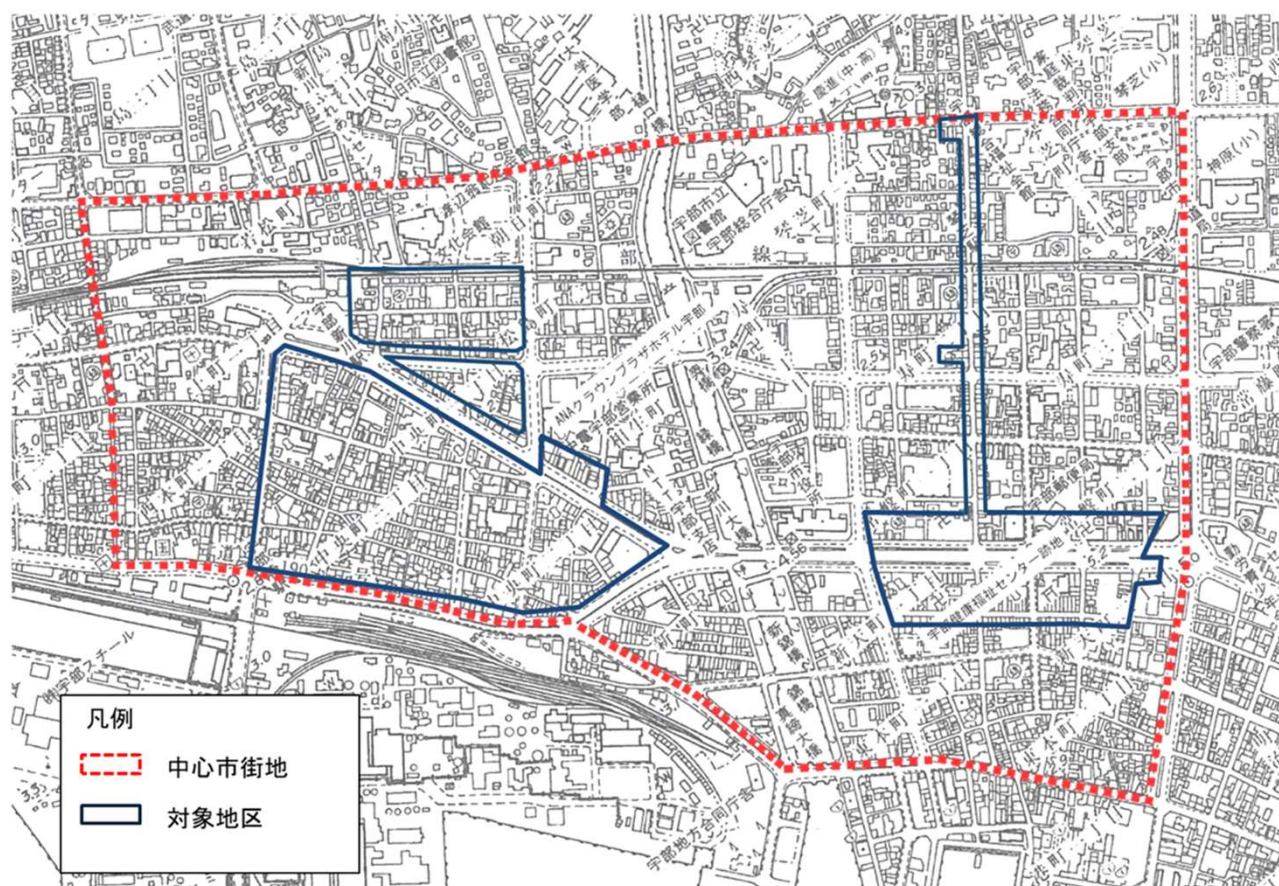
TEL：0836-34-8468 FAX：0836-22-6049

ウェブページ：

https://www.city.ube.yamaguchi.jp/shisei/hojyoyosei/hojyoyosei_kojin/1009185.html

中心市街地建物リノベーション事業費補助金

対象地区



お問い合わせ先

都市政策部 中心市街地活性化推進課

TEL : 0836-34-8468 FAX : 0836-22-6049

ウェブページ :

https://www.city.ube.yamaguchi.jp/shisei/hojyoyosei/hojyoyosei_kojin/1009185.html

宇部市商業活性化事業補助金 (既存店舗改修)

概要

中心市街地の売り上げアップを目的とした既存店舗の改修またはファサード整備に対して支援します。

対象物件

中心市街地内（PI図）の既存店舗

対象者

中心市街地内で商業活動〔小売・サービス（飲食含む）〕を実施している事業者

補助対象経費

当該店舗の改修等に要した経費とする。
ただし、改修工事は市内業者が行ったもののみを対象とし、出店者自らが原材料等を購入し施工したものや、エアコン及び冷蔵庫等の備品購入費は対象としない。

補助率

1/2

補助上限額

50万円
※原則、1年度あたり1交付対象者1回まで



お問い合わせ先

産業経済部 商工振興課

TEL：0836-34-8360 FAX：0836-22-6013

ウェブページ：

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/shisei/hojyoyosei/1010994/1012569.html>

バリアフリー化改修助成金

概要

障害者や高齢者等が安全で快適に利用できるよう、バリアフリー化を目的とした店舗等の改修工事について費用の一部を助成します。

対象物件

中心市街地内（PI図） ※中心市街地以外も対象

対象者

下記のすべてに該当する方を対象とします。

- ① 宇部市内に店舗等を所有又は借り受けて営業等している個人及び中小企業者
※店舗を借り受けている方は、改修工事について所有者の承諾が必要
- ② 同一の場所で2年以上営業し、工事完了後も3年以上営業を継続する方
- ③ 市税の滞納がない方
- ④ 国、県その他の公的機関による補助事業により、改修工事が補助を受けていない方
- ⑤ 暴力団員及び関係者でない方
- ⑥ 下記の業種、用途面積を満たす方
 - ・対象業種…旅館業、小売業、飲食業、サービス業、理容業、美容業
 - ・用途面積…2,000㎡未満
(施設の床面積から居住の用に供する部分及び営業の用に供しない部分の床面積を差し引いた面積)

助成内容

バリアフリー改修工事にかかる費用の3分の2

※移動等円滑化促進地区（中心市街地、宇部駅前）以外は2分の1

改修箇所	助成対象工事	限度額
外部出入口 (建物と外との間の出入口)	バリアフリーを目的とした工事に係る経費 ① スロープの設置 ② 手すりの設置 ③ 自動ドア又は引き戸の設置 ④ ひさし、雨除け工事(※) ※①から③の工事と合わせて設置、又はすでに①から③が施工済みの店舗に限る	50万円
便所	① トイレの洋式化とそれに付随する工事	50万円
	② 車いすで利用できる多目的トイレの設置とそれに付随する工事	100万円

お問い合わせ先

健康福祉部 障害福祉課 障害手帳・医療係
TEL：0836-34-8314 FAX：0836-22-6052

ウェブページ：

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kenkou/shougai Fukushi/sabetsukaisho uhou/1010715.html>

新天町リノベーションプロジェクト補助金

概要

新天町名店街の空き物件を活用し、若い世代が集う空間を創出する事業を行うために必要な改修に要する経費及び初期運営費の一部を補助します。

対象物件

新天町名店街の空き物件のうち、宇部市が指定する都市再生推進法人が取り扱うサブリース物件。
(次ページ図参照)

対象者

下記のすべてに該当する方を対象とします。

- ①宇部市が開催するマッチング会に参加したうえで、事前に宇部市にゆかりのある若い世代から提案のあった事業アイデアを基に、補助対象物件において事業を行う者
- ②3年以上事業を継続する者
- ③建物改修前に申請書を提出できる者
- ④年度内に建物改修を完了させ、事業を開始できる者

補助金額

- 店舗改装費（外装工事費、内装工事費、空調設備工事費など）
補助率3分の2、上限700万円
- 設立・開業準備費（什器・備品購入費、広告宣伝費など）
補助率10分の10、上限300万円

注意事項

下記に該当する場合は、補助できません。

- ①市税を滞納している場合
- ②同種の補助制度等を利用している場合
- ③暴力団員及び関係者である場合
- ④各種法令等に違反した場合
- ⑤対象地区内での移転による出店

参考

- 【事業アイデア募集期間】
令和5年5月1日（月）～6月30日（金）
- 【マッチング会開催時期】
令和5年8月中旬頃（予定）

お問い合わせ先

都市政策部 中心市街地活性化推進課

TEL：0836-34-8468 FAX：0836-22-6049

ウェブページ：

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/toshikeikaku/chuushinshigaichi/1005663/1019022.html>

新天町リボーンプロジェクト補助金

対象物件



お問い合わせ先

都市政策部 中心市街地活性化推進課

TEL : 0836-34-8468 FAX : 0836-22-6049

ウェブページ :

[https://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/toshikeikaku/chuushinshig
aichi/1005663/1019022.html](https://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/toshikeikaku/chuushinshig
aichi/1005663/1019022.html)

まちなかイベント支援事業費補助金

概要

まちなかのにぎわいを創出することを目的に、中心市街地でイベントを開催するために要する経費の一部を補助します。

対象地区

次ページ図参照

対象者

下記のすべてに該当する方を対象とします。ただし、高校生・大学生は団体（2名以上のグループ）である場合に限りま。

- ①自らが事業主体となること
- ②対象エリアでイベントを実施すること
- ③企画した事業全体を完了まで責任を持って遂行できること
- ④国・県その他の公的機関もしくは本市から他の同種の補助金等の制度を利用していないこと
- ⑤特定の政党もしくは宗教又は公選選挙の候補者の指示に関係のある個人・団体でないこと
- ⑥暴力団員又は暴力団と密接な関係のある個人・団体でないこと

補助対象経費

- 謝金 ○広告宣伝費 ○警備等委託料
 - 施設及び機器等使用料 ○保険料
 - 消耗品（汎用性のあるものを除く）・景品費（景品表示法に基づく）
- ※消耗品・景品費は高校生・大学生に限る

補助金額

- 1日1千人以上の集客が見込める入場料無料のイベント
 - ①高校生 補助率10/10、上限20万円
 - ②大学生 補助率2/3、上限20万円
 - ③それ以外 補助率1/2、上限20万円
- 上記以外の入場料無料のイベント
 - ①高校生 補助率10/10、上限10万円
 - ②大学生 補助率2/3、上限7万円
 - ③それ以外 補助率1/2、上限5万円

お問い合わせ先

都市政策部 中心市街地活性化推進課

TEL：0836-34-8468 FAX：0836-22-6049

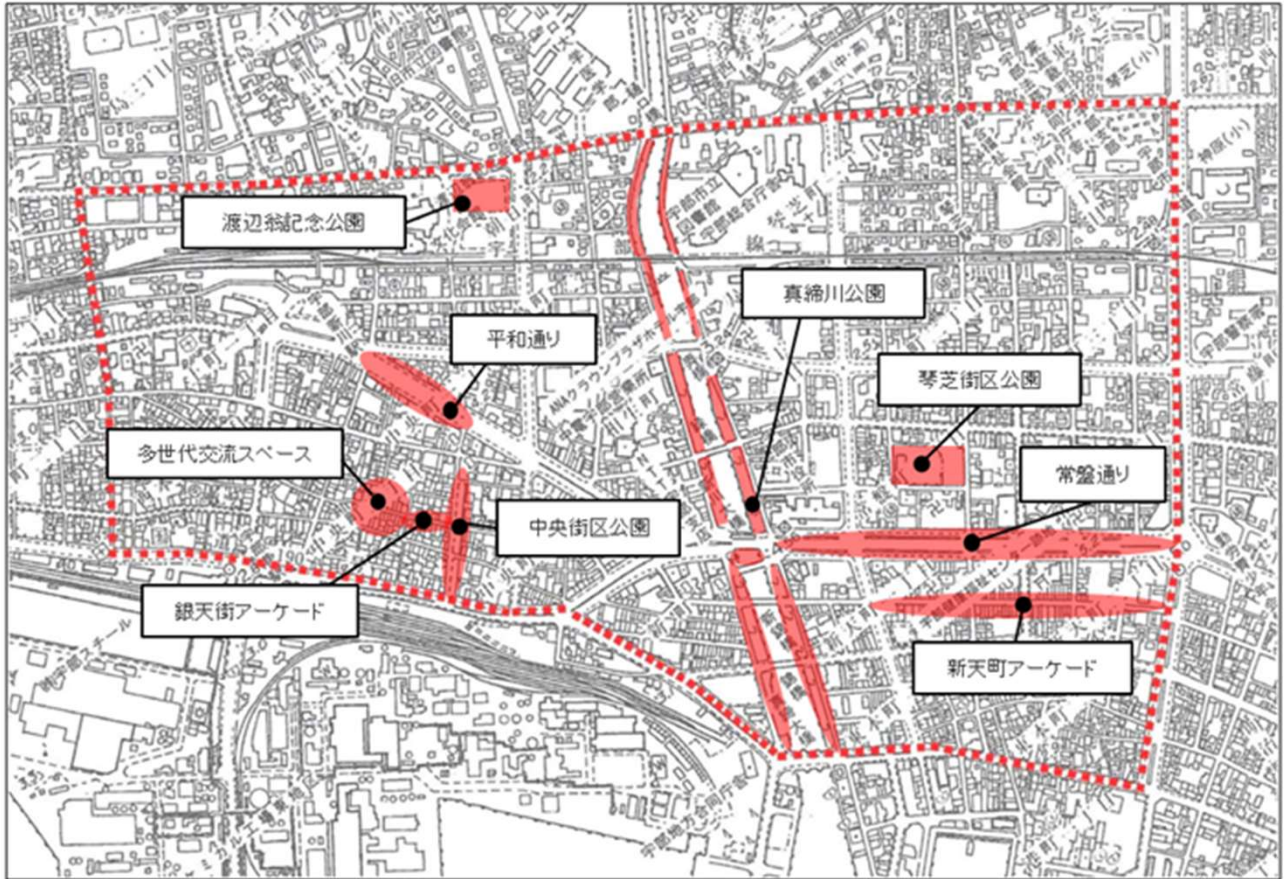
ウェブページ：

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/shisei/hojyoyosei/1010994/1010988.html>

まちなかイベント支援事業費補助金

対象地区

下図の9箇所



お問い合わせ先

都市政策部 中心市街地活性化推進課

TEL : 0836-34-8468 FAX : 0836-22-6049

ウェブページ :

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/shisei/hojyoyosei/1010994/1010988.html>

宇部市商業活性化事業補助金 (商店街共同施設整備)

概要

本市に主たる事務所及び活動拠点を有する商店街共同施設整備に対して支援します。

対象者

本市に主たる事務所及び活動拠点を有する商店街組織

補助対象 経費

- 施設整備費
施設の新設・更新に要する経費（共同施設の設置に伴う土地購入費、造成費、賃借料は対象としない。）及び既存施設の撤去に要する経費とする。
- 施設維持管理等経費
施設の維持管理等に要する経費（電灯類取替等を含む）とする。

補助率

3/4

補助 上限額

100万円
※原則、1年度あたり1交付対象者1回まで



お問い合わせ先

産業経済部 商工振興課

TEL : 0836-34-8360 FAX : 0836-22-6013

ウェブページ :

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/shisei/hojyoyosei/1010994/1012575.html>